

補助金執行に関する収入額の規定及び検証

対象受検機関：府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課

事務事業の概要				検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>文化・スポーツ課においては、「大阪府芸術文化振興補助金」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」並びに「大阪府地域生涯スポーツ推進協議会事業補助金」の交付事業を実施している。各補助金の概要及び平成26年度の実績は下記の通りである。</p>				<p>1 「大阪府芸術文化振興補助金」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」については、補助対象経費算出のため関係証憑等を取り寄せ、支出額の検証を行っているが、収入額については検証していない。そのため、実績報告書において、収入額の過少報告がなされても、現在の検査状況では発見できない。</p> <p>2 「大阪府地域生涯スポーツ推進協議会事業補助金」については、補助金額の算定時において、参加費や協賛金など収入も把握した上で補助金額が算定されているが、要綱等において、収入額の取扱いが明確となっていない。</p>	<p>「大阪府芸術文化振興補助金」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」について、支出額と同様に、収入額についても、適切な検証を実施されたい。</p> <p>また、「大阪府地域生涯スポーツ推進協議会事業補助金」については、同事業を実施することにより得られる府補助金及び団体自己負担金以外の収入額の取扱いについて、要綱等で規定されたい。</p>
補助金名	大阪府芸術文化振興補助金	輝け！子どもパフォーマー事業補助金	大阪府地域生涯スポーツ推進協議会事業補助金		
対象事業	<p>文化を通じた次世代育成を主たる目的とする、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)舞台芸術（公演事業、ワークショップ等の事業）</p> <p>(2)出版等による文化普及事業</p> <p>(3)美術振興事業</p> <p>(4)その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認める事業</p>	<p>文化を通じた次世代育成事業であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)府内の子どもたちが参加し、発表する事業</p> <p>(2)その他知事が子どもたちの感性、創造性及び表現力を育成する並びに大阪のまちの魅力を発信する事業として適当と認める事業</p>	<p>地域生涯スポーツ推進協議会（府内に7つ存在する）が実施する次に掲げる広域的な生涯スポーツ振興事業で、知事が認めるものとする。</p> <p>(1)協議会が行うスポーツ大会・イベント等開催事業</p> <p>(2)協議会が行うスポーツ関連事業</p> <p>(3)協議会が行うスポーツ普及事業</p> <p>(4)前号に掲げるもののほか、これらに準ずる効果があると知事が認める事業</p>		
補助金の額	<p>補助対象経費の2分の1以内、かつ上限1,000千円（ただし、補助対象経費から入場料、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額の範囲内）とし、予算の範囲内において交付。</p>	<p>補助対象経費から入場料、参加料、寄附金、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した金額以内で、かつ上限300千円とし、予算の範囲内において交付。</p>	<p>補助対象経費の4分の1以上、2分の1以内とし、補助年限は、補助事業の初年度から起算して3年を限度。</p>		
補助対象経費	<p>舞台費、美術作品借料、文芸費、出演料、音楽費、会場費、印刷費、宣伝費及びその他知事が芸術文化の振興の図るため必要と認める経費。</p>	<p>舞台費、文芸費、出演料、音楽費、会場費、印刷費、宣伝費及びその他知事が補助対象事業を実施するために必要と認める経費。</p>	<p>補助事業に要する経費のうち、当該事業の実施に直接必要なもの。</p>		
実績報告	<p>補助事業を完了した翌日から起算して30日以内に下記を添付して実績報告書を知事に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・その他知事が必要と認める書類 	<p>補助事業を完了した翌日から起算して30日以内に下記を添付して実績報告書を知事に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・その他知事が必要と認める書類 	<p>補助事業を完了した翌日から起算して30日以内に下記を知事に提出することにより報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績報告書 ・歳入歳出決算書又は歳入歳出決算の見込書 ・帳簿等の写し 		

			・前各号に掲げるもののほか、事業効果を確認できるもの		
採択件数	13件	14件	14件		
補助金総額	9,752千円	3,442千円	2,195千円		
補助金額が減額された事業数	1件	1件	2件		
収入額	事業ごとに異なるが、今回は下記の範囲の収入があった。 180千円～36,482千円	事業ごとに異なるが、今回は下記の範囲の収入があった。 0千円～793千円	事業ごとに異なるが、今回は下記の範囲の収入があった。(参加料、協賛金、広告料、寄付に限る) 0千円～326千円		
措置の内容					
<p>「大阪府芸術文化振興補助金」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」については、平成27年度事業実績報告書から、支出額と同様に、収入額についても、領収書控えやチケット売上管理表の写し等、確認の取れる証拠書類を徴取し、適切な検証を実施している。</p> <p>また、「大阪府地域生涯スポーツ推進協議会補助金」については、平成28年4月1日施行で「大阪府地域生涯スポーツ推進協議会事業補助金交付要綱」を改正し、収入額に取扱いの規定を設けた。今後は、要綱に基づき収入額について適切に検証をしていく。</p>					

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月18日から同年7月9日まで）

大阪府在宅人工呼吸器使用患者支援事業の周知不足

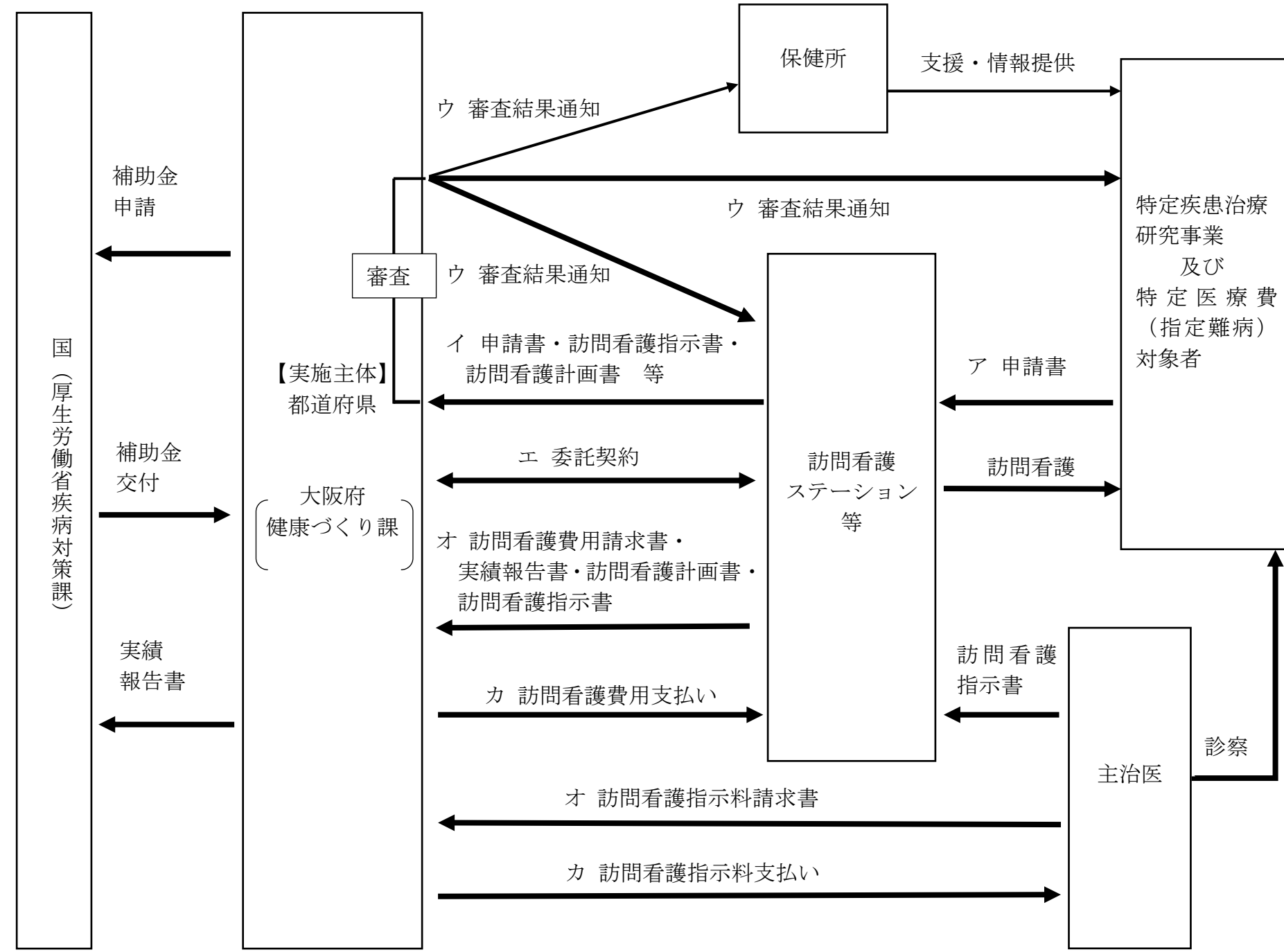
対象受検機関：健康医療部保健医療室健康づくり課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 事業概要</p> <p>(1) 在宅で人工呼吸器を装着し療養している指定難病等の患者が、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受けた場合、その回数を超えた訪問看護料について公費負担を行う事業。 「医師による訪問看護指示料」(診療報酬の対象とならないもの)についても、1月に1回に限り公費負担を行う。</p> <p>(2) 厚生労働省の通知(要綱)に基づく補助事業(※)であり、実施主体は都道府県とされているが、事業費は国と都道府県が各2分の1を負担。 ※ 大阪府では、平成10年4月9日付保健医療局長通知に基づき、平成17年4月1日から「大阪府在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業」として実施してきた。平成27年3月30日付厚生労働省健康局長通知(併せて平成10年4月9日付保健医療局長通知の廃止)を受け、平成27年4月1日から「大阪府在宅人工呼吸器使用患者支援事業」として事業を実施している。</p> <p>(3) 都道府県は訪問看護ステーション等に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することとされている。</p> <p>2 事業の仕組(事務等の流れ)</p> <p>(1) 申請から決定まで ア 難病患者又はその家族が申請者となり、訪問看護ステーション等に申請書を提出。 イ 訪問看護ステーション等は、主治医による訪問看護指示書や訪問看護計画書等、必要な書類をまとめて、大阪府に申請。 ウ 大阪府で審査を行い、審査結果を申請者、訪問看護ステーション等に通知。 エ 大阪府と訪問看護ステーション等で委託契約を締結。</p> <p>(2) 訪問看護ステーション等は、主治医による訪問看護指示書に基づき訪問看護を実施。</p> <p>(3) 請求から支払まで(毎月) オ 訪問看護ステーション等は、訪問看護費用を大阪府に請求。(請求書には、実績報告書、訪問看護計画書及び訪問看護指示書等が添付される。) 主治医は、訪問看護指示料(診療報酬の対象とならないもの)を大阪府に請求。 カ 大阪府は、訪問看護費用及び訪問看護指示料を支払う。</p> <p>3 「医師による訪問看護指示料」の支払実績等について</p> <p>(1) 当該事業の対象患者は、毎年度20名程度(平成26年度実績では15名)いるが、主治医からの訪問看護指示料の請求は、事業が開始された平成17年度からこれまで1件もなく、大</p>	<p>1 本事業の補助対象となる「医師による訪問看護指示料」について、これまで10年間全く請求がないことについて、所管課は分析・調査することなしに事業運営が行われていた。</p> <p>2 監査において、訪問看護費用請求書の添付資料(実績報告書、訪問看護計画書及び訪問看護指示書)の中に、当該公費負担の対象となる可能性が高い訪問看護指示書も確認できた。</p> <p>3 「医師による訪問看護指示料」に関する公費負担については、ホームページで周知していたが、主治医に対する個別の周知等は行われていなかった。</p>	<p>制度に則した事業運営がなされるよう、本事業の周知方法等について検討するとともに、定期的に評価・検証されたい。</p>

阪府の支払実績がない。

(2) 受検機関が、本事業を実施している都道府県のうち、主要都府県や近隣府県、計16都府県に対し、平成26年度の状況を聞き取り調査したところ、15都府県で事業実績があり、うち10都府県で「医師による訪問看護指示料」の請求があった。請求のあった県の多くは、訪問看護ステーション等が「医師による訪問看護指示料」の請求書を取りまとめている。

【大阪府在宅人工呼吸器使用患者支援事業の仕組み】



措置の内容

平成27年8月26日付けで、本事業の委託先である訪問看護ステーション28ヶ所に文書を送付し、本事業のために行った訪問看護指示については指示料請求が可能であることを、主治医に周知していただくよう依頼した。また、新規契約事業者に対しては、契約締結時に文書で周知している。
今後は、契約更新等の機会を通じて周知を図るなど、制度に即した適正な事業運営がなされるよう努める。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年7月30日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
<p>都市整備部 港湾局</p>	<p>契約金額が500万円以上の契約については、大阪府暴力団排除条例及び総務部契約局総務委託物品課通知により、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっているが、以下の契約について委託先事業者から誓約書を入手していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 667 1400 919"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入出港船舶国際VHF港湾務通信業務委託</td> <td>27,953,641円</td> <td>平成26年4月1日から平成27年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>堺泉北港 堺7区 清掃船しらさぎ定期検査受整備業務</td> <td>20,913,120円</td> <td>平成26年12月19日から平成27年2月27日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の契約については、誓約書を入手しているものの、誓約書に日付が記入されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 1039 1400 1165"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡輪漁港海岸 角落とし改良検討業務委託</td> <td>11,556,000円</td> <td>平成25年12月26日から平成26年11月28日まで</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	契約金額	契約期間	入出港船舶国際VHF港湾務通信業務委託	27,953,641円	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	堺泉北港 堺7区 清掃船しらさぎ定期検査受整備業務	20,913,120円	平成26年12月19日から平成27年2月27日まで	契約名称	契約金額	契約期間	淡輪漁港海岸 角落とし改良検討業務委託	11,556,000円	平成25年12月26日から平成26年11月28日まで	<p>今後は契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府暴力団排除条例】 (公共工事等からの暴力団の排除に関する措置)</p> <p>第11条</p> <p>2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について(平成24年3月9日 大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】</p> <p>公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。</p> <p>本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。) (以下略)</p> </div>	<p>本件監査結果を港湾局職員全員に周知するとともに、今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p>
契約名称	契約金額	契約期間																
入出港船舶国際VHF港湾務通信業務委託	27,953,641円	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで																
堺泉北港 堺7区 清掃船しらさぎ定期検査受整備業務	20,913,120円	平成26年12月19日から平成27年2月27日まで																
契約名称	契約金額	契約期間																
淡輪漁港海岸 角落とし改良検討業務委託	11,556,000円	平成25年12月26日から平成26年11月28日まで																

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年7月6日から同月8日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
都市整備部 港湾局	<p>建設工事請負契約書に設けられている前払可能金額の記載が空欄となっているにもかかわらず、受注者からの請求により、工事金額の前払いがなされていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 537 1567 709"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> <th>前金払の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事(その3)</td> <td>133,088,400円</td> <td>平成26年8月8日から 平成27年3月16日まで</td> <td>49,300,000円 を前払い</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	契約金額	契約期間	前金払の有無	泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事(その3)	133,088,400円	平成26年8月8日から 平成27年3月16日まで	49,300,000円 を前払い	<p>今後は契約書を適正に作成し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事(その3)の契約書】 (前金払) 第34条 受注者は、(略)請負代金の前払い請求をすることができる。 第2項 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に金(空欄)円を前払金として支払わなければならない。 第3項から第6項まで (略)</p> </div>	<p>本件監査結果を港湾局職員全員に周知するとともに、今後は、適正な契約書の作成等、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p>
工事名	契約金額	契約期間	前金払の有無								
泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事(その3)	133,088,400円	平成26年8月8日から 平成27年3月16日まで	49,300,000円 を前払い								

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年7月6日から同月8日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>都市整備部 港湾局</p>	<p>平成25年8月2日付け「大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について」（大阪府総務部契約局）によれば、建設工事の受注者のみならず、下請事業者についても社会保険の未加入者があれば、社会保険担当機関に通報することとされている。</p> <p>しかしながら、「泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事（その3）」（契約金額：133,088,400円、契約期間：平成26年8月8日から平成27年3月16日まで）において、当該工事に従事する下請負人11事業者のうち3事業者が、社会保険に加入していない状況であったが、受注者から提出される「安全工事施工推進体制表兼施工体系図」を十分に確認することを行わず、社会保険担当機関への通報を行っていなかった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事（その3）の契約書】 （社会保険の加入義務） 第7条の2 受注者は、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法を遵守しなければならない。 第2項 受注者は、前項に掲げる法令を遵守する者を下請負人とするよう努めなければならない。</p> </div>	<p>今後は、契約手続において、建設事業者の社会保険加入状況を十分に確認するとともに、「大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について」（大阪府総務部契約局）の内容を遵守し、適切な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ</p> <p style="text-align: right;">平成25年8月2日 大阪府</p> <p>大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について</p> <p>大阪府では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、本府が発注する建設工事において、下記のとおり、建設事業者の社会保険の加入促進に段階的に取り組むこととしましたので、お知らせします。 （以下略）</p> <p>2 平成26年4月からの取組み 下請負業者 平成26年4月1日以降に公告する全ての建設工事案件について、全ての次数の下請負者の社会保険の加入状況を確認します。 未加入の建設事業者について、社会保険担当機関に通報します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者には、「社会保険に加入している者を下請負者とするよう努める」旨の誓約書を提出していただきます。 ・また、下請負者の社会保険の加入状況を確認できる資料を作成し、提出していただきます。（詳細は設計図書において示します）。 ・通報は、健康保険及び厚生年金保険にあつては日本年金機構、雇用保険にあつては大阪労働局に対して行います。通報後は、それぞれの社会保険担当機関から加入指導等が行われます。 <p>（以下略）</p> </div>	<p>本件監査結果と「大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について」の内容を港湾局職員全員に周知した。</p> <p>また、本件事案については、平成27年9月8日付けで、大阪労働局長あて、雇用保険に未加入である建設事業者の通報を行った。</p> <p>今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年7月6日から同月8日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
都市整備部 港湾局	<p>「泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事（その3）」（契約金額：133,088,400円、契約期間：平成26年8月8日から平成27年3月16日まで）の契約書第15条では、支給材料の引渡し時に、発注者監督職員は受注者の立会いの上、支給材料の検査を行うこととされている。また、受注者は支給材料の引渡し後、受領書を提出することとされている。</p> <p>しかし、受注者立会いの上での支給材料の検査が行われておらず、また、受注者から支給材料にかかる受領書を手していなかった。</p>	<p>支給材料の取扱いに関する契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事（その3）の契約書】 （支給材料及び貸与品）</p> <p>第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>第2項 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。（略）</p> <p>第3項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。</p> <p>第4項から第11項まで （略）</p> </div>	<p>本件監査結果を港湾局職員全員に周知するとともに、今後は、契約内容の遵守をはじめ、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年7月6日から同月8日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
<p>府民文化部 府政情報室 情報公開課</p>	<p>大阪府文書等集配業務委託に関し、以下のとおり不備があった。</p> <p>1 契約書第23条及び第24条では、月次業務報告書（業務履行報告書）を受領し検査を完了した後、請求書入手し支払手続を行わなければならないことになっているが、平成26年9月分の支払5,091,291円については、検査年月日が月次業務報告書の日付よりも前になっていた。</p> <p>2 また、請求書に不備があったとして、再提出させた請求書には、請求日の記載がなく出力日時が記載されていたが、支出命令の決裁・施行後の日付になっていた。</p> <table border="1" data-bbox="525 871 1528 1197"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成23年10月1日～平成26年9月30日</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>178,194,983円</td> </tr> <tr> <td>9月分 月次業務報告書日付</td> <td>平成26年10月1日</td> </tr> <tr> <td>9月分 検査年月日</td> <td>平成26年9月30日</td> </tr> <tr> <td>9月分 請求書出力日付</td> <td>平成26年10月14日</td> </tr> <tr> <td>9月分 支出命令起案日</td> <td>平成26年10月8日</td> </tr> <tr> <td>9月分 支出命令決裁日</td> <td>平成26年10月9日</td> </tr> <tr> <td>9月分 支出命令施行日</td> <td>平成26年10月9日</td> </tr> </table>	契約期間	平成23年10月1日～平成26年9月30日	契約金額	178,194,983円	9月分 月次業務報告書日付	平成26年10月1日	9月分 検査年月日	平成26年9月30日	9月分 請求書出力日付	平成26年10月14日	9月分 支出命令起案日	平成26年10月8日	9月分 支出命令決裁日	平成26年10月9日	9月分 支出命令施行日	平成26年10月9日	<p>今後は、契約書を十分に理解し、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府文書等集配業務 契約書】（抜粋） (検査)</p> <p>第23条 発注者は、前条第2項の月次業務報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。(略)</p> <p>(契約代金の支払)</p> <p>第24条 受注者は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約代金の支払を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受領した日から30日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。(略)</p> <p>【見積書、納品書及び請求書などの日付記載について（通知）】 (平成22年3月26日 会第3415号)</p> <p>業者等から提出される納品書及び完了届については納品日又は完了日、見積書及び請求書については発行年月日が記載されているものを提出するよう依頼し、日付の記載を確認の上受領すること。</p>	<p>監査の指摘を受け、再発防止のため、平成27年10月29日開催の室内会議において、担当者及び決裁関係者が委託業務契約の内容を十分に理解するとともに適切な経費支出手続を行うよう改めて周知を行った。</p> <p>今後とも、室内会議等を利用して、財務会計事務の適正な処理について周知徹底していく。</p>
契約期間	平成23年10月1日～平成26年9月30日																		
契約金額	178,194,983円																		
9月分 月次業務報告書日付	平成26年10月1日																		
9月分 検査年月日	平成26年9月30日																		
9月分 請求書出力日付	平成26年10月14日																		
9月分 支出命令起案日	平成26年10月8日																		
9月分 支出命令決裁日	平成26年10月9日																		
9月分 支出命令施行日	平成26年10月9日																		

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月18日から同年7月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 食の安全推進課</p>	<p>羽曳野食肉衛生検査所を運営するため、羽曳野市から羽曳野市立南食ミートセンター内管理棟施設及び駐車場の行政財産使用許可を受け、当該使用料を地方自治法施行令第163条、大阪府財務規則第46条及び地方自治法施行令附則第7条を根拠として前金払で支払っている。例外的な支出の方法を採るときはその理由書の添付が必要であるとされているが、経費支出伺に前金払理由書が添付されていなかった。</p> <p>1 羽曳野市立南食ミートセンター内管理棟施設及び駐車場の使用に係る経費 (1) 使用期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日 (2) 支払請求日：平成26年4月9日 (3) 支払日：平成26年5月2日 (4) 支出額：964,288円（年額）</p>	<p>今後は支出事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【支出事務のポイント】 支出事務の概要 4. 支出の方法 (2) 例外的な支出の方法 [3]前金払 ・金額の確定した債務について、支払うべき事実の確定または時期の到来以前に、その債務金額を支払うこと ・前金払できる経費⇒地方自治法施行令第163条、財務規則第46条及び地方自治法施行令附則第7条に規定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 契約において契約代金を概算払又は前金払で支払うには、あらかじめ、これを定めておかなければなりません。 ※ 概算払理由書又は前金払理由書の添付が必要です。</p> </div> </div>	<p>平成27年6月に、課内職員に対して支出事務に係るルールの周知徹底を図った。 今後は、支出事務の適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 食の安全推進課	<p>委託業務契約において、比較見積を省略する場合には、伺書に省略の理由を明記する等を行わなければならないが、府が作成すべき理由書について契約相手方が作成したものを添付していた。</p> <p>1 放射性セシウム測定装置FD-08Cs100の保守点検(両食検計2台)(1回目) (1) 契約期間：平成26年4月7日から同年5月30日 (2) 支出額：356,400円</p> <p>2 放射性セシウム測定装置FD-08Cs100の保守点検(両食検計2台)(2回目) (1) 契約期間：平成26年9月30日から同年12月24日 (2) 支出額：356,400円</p>	<p>今後は契約事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【会計事務の手引】 第5章 契約 第4節 契約締結の方法 4 随意契約 (4) 比較見積等 ウ 比較見積を省略できる場合 次に掲げるものについては、契約の相手方から徴取した見積書と予定価格とを対査して、当該価格が適正と認められる場合には、比較見積書の徴取を省略することができます。(財務規則の運用第62条関係第2項) ただし、比較見積を省略する場合には、伺書に省略の理由を明記する等、後で説明責任を果たせるようにしておきましょう。</p>	<p>平成27年6月に、課内職員に対して契約事務に係るルールの周知徹底を図った。 今後は、契約事務の適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 食の安全推進課</p>	<p>資金前渡の支出に係る精算は、大阪府財務規則第44条の規定より、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに精算しなければならないが、精算が遅れていた。</p> <p>1 全国食肉衛生検査所協議会病理部会第68回病理研修会に係る資料代</p> <p>(1) 資金前渡日：平成26年5月12日</p> <p>(2) 支払日：平成26年5月15日（研修開催日）</p> <p>(3) 精算日：平成26年6月3日</p> <p>(4) 支出額：4,000円</p>	<p>今後は資金前渡に係る精算事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (前渡資金の精算)</p> <p>第44条 資金前渡職員は、精算書（様式第31号）を作成し、常時の費用に係るものについては毎月分のものを翌月10日までに、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに、証拠書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。ただし、これにより難いときは、別に定めるところにより精算するものとする。</p> </div>	<p>平成27年6月に、課及び出先機関に対して精算事務に係るルールの周知徹底を図った。</p> <p>今後は、資金前渡に係る精算事務の適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

補助金交付手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 地域保健課</p>	<p>補助金の額の確定は、事業実績報告書受領後20日以内を原則としているが、補助金の額の確定を事業実績報告書受領から45日後に行っているものがあった。</p> <p>1 大阪府民間団体自殺対策緊急強化事業補助金 (1) 補助事業の完了期日：平成27年3月31日 (2) 実績報告書の提出日：平成27年4月14日 (3) 補助金額の確定日：平成27年5月29日 (4) 支出額：1,200,000円</p>	<p>補助金交付事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【支出負担行為等の事務処理の促進について（依頼）】 （昭和49年7月16日付け審第150号）</p> <p>2 補助金の「額の確定」について 補助金交付規則第12条に基づく事業実績報告書の提出期限は、補助事業者等の事業完了後1カ月以内、「額の確定」は、事業実績報告書受領後20日以内を原則とし、これら事務処理の遅延しないように留意すること。</p>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また、当該補助金ほか所管する補助金等の交付事務に係るルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後も、会計事務ポータルサイトに掲載されている事務執行に関する諸規定を常時確認することにより、補助金交付の適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>府民文化部 人権局人権擁護課</p>	<p>「興信所・探偵社業者等に関する相談等業務」委託について、経費支出伺の決裁及び契約締結が業務開始の後に行われていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 541 1442 743"> <tr> <td>経費支出伺起票日</td> <td>平成26年4月1日</td> </tr> <tr> <td>経費支出伺決裁日</td> <td>平成26年4月10日</td> </tr> <tr> <td>契約日</td> <td>平成26年4月10日</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成26年4月1日～平成27年3月31日</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>3,576,351円</td> </tr> </table>	経費支出伺起票日	平成26年4月1日	経費支出伺決裁日	平成26年4月10日	契約日	平成26年4月10日	契約期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日	委託料	3,576,351円	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。（以下各号略）</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>平成28年度以降、本件業務については、早期に事務手続に着手し、余裕をもって契約手続を行う。</p> <p>また、今回の指摘内容について、大阪府財務規則の関連規定と併せて12月4日に所属職員に周知した。</p>
経費支出伺起票日	平成26年4月1日												
経費支出伺決裁日	平成26年4月10日												
契約日	平成26年4月10日												
契約期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日												
委託料	3,576,351円												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月18日から同年7月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 保健医療室 医療対策課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>1 男性同性愛者向けH I V等検査・相談事業（追加検査）委託</p> <p>(1) 契約期間：平成26年7月22日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成26年7月22日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成26年10月3日 決裁日：平成26年10月3日</p> <p>(4) 支出負担行為額：83,000円</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>（契約書の作成）</p> <p>第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> </div>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また本事業に係る平成27年度の経費支出伺（支出負担行為）の起案・決裁につき、契約事務のルール等を踏まえ、適正な事務処理を行った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 保健医療室 健康づくり課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>1 旧大阪府立健康科学センター及び大阪府立成人病研究センター研究所における電気料金の経費支出について</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成26年4月1日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成26年5月20日 決裁日：平成26年5月20日</p> <p>(4) 支出負担行為額：92,068,000円</p> <p>2 ノートブックパソコンの賃借契約に係る経費</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成26年4月1日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成26年5月14日 決裁日：平成26年5月20日</p> <p>(4) 支出負担行為額：138,144円</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 （契約書の作成）</p> <p>第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> </div>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また、契約事務のルール等について、同年2月実施の会計フォローアップ研修出席時に配布されたテキストを所属内で共有し、職員全体のさらなる意識向上を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 薬務課	<p>支出負担行為は、年度内（3月31日まで）に行わなければならないが、経費支出の増額変更伺（支出負担行為）が、起票日を平成27年3月31日に遡る形で起案、決裁されていた。</p> <p>1 大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市及び枚方市における保健衛生に係る届出事務の経費の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 経費支出変更伺の起案日：平成27年5月11日 決裁日：平成27年5月11日</p> <p>(3) 遡りの起票日：平成27年3月31日 決裁日：平成27年3月31日</p> <p>(4) 増額変更額：1,400円</p> <p>2 平成26年度直通電話料金にかかる経費の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 経費支出変更伺の起案日：平成27年4月22日 決裁日：平成27年4月22日</p> <p>(3) 遡りの起票日：平成27年3月31日 決裁日：平成27年3月31日</p> <p>(4) 増額変更額：13,646円</p>	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【会計事務の手引き】 第4章 支出 第2節 支出負担行為</p> <p>1 支出負担行為の意義</p> <p>支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいいます。</p> <p>支出負担行為は、歳入の調定に相当し、支出発生の経理上の時点を定めたものであって、支出命令行為とは別個の行為として法定されており、法令又は予算の定めるところにしたがって、これをしなければならない。（地方自治法第232条の3、財務規則第39条）なお、支出負担行為は、年度内(3月31日まで)に行わなければならない。</p>	<p>平成27年10月には所属職員に対し、監査結果の情報共有を行い、支出負担行為についてその時期のとらえ方を中心に注意喚起、履行確認についても周知を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則及び会計事務の手引きに基づき、常に事業費が適正に執行されているかを確認し、支出負担行為に過不足がないよう、また年度末における履行確認に更に注意していく。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 保健医療室 地域保健課	<p>電子計算機システムの賃借及び保守に関する契約（平成25年10月1日から平成30年9月30日までの長期継続契約）について、消費税及び地方消費税の税率変更に伴う賃貸借料（月額）の変更契約締結伺及び経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、税率変更の施行日（平成26年4月1日）の後に行われていた。</p> <p>1 電子計算機システムの賃借及び保守に関する契約の一部変更について</p> <p>(1) 変更契約の契約日：平成26年4月1日</p> <p>(2) 変更契約締結伺の起案日：平成26年5月7日 決裁日：平成26年5月8日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成26年5月27日 決裁日：平成26年5月27日</p>	<p>消費税及び地方消費税の税率変更に伴う事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税税率等に関する経過措置の取扱いQ&A（平成25年4月 国税庁消費室）】</p> <p>5 資産の貸付けの税率等に関する経過措置 （資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要）</p> <p>問35 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要を教えてください。</p> <p>【答】</p> <p>平成8年10月1日から指定日の前日（平成25年9月30日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、旧税率が適用されます（改正法附則5④、改正令附則4⑥）。</p> <p>ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この経過措置は適用されません。</p> <p>① 当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること。</p> <p>② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。</p> <p>③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額（利子又は保険料の額を含む。）の合計額のうち当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が100分の90以上であるように当該契約において定められていること。</p> <p>なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています（改正法附則5⑧）。</p>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>また消費税及び地方消費税の税率変更に伴う事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後の税率変更等諸制度の改正の際は、関係機関の通知等を常時確認することにより、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

決裁遅延及び支払等遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 健康づくり課</p>	<p>第1回大阪府指定難病審査会の会場使用料について、経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、会場使用日以降の日に行われていた。</p> <p>また、契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払が遅延していた。</p> <p>(1) 会場使用日：平成26年12月11日 (2) 経費支出伺の起案日：平成27年2月2日 決裁日：平成27年2月5日 (3) 支出額：14,897円 (4) 請求書日付：平成26年12月15日 (5) 支出命令伺の起案日：平成27年2月5日 決裁日：平成27年2月6日 (6) 支払日：平成27年2月17日</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われた。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 (契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (定をしなかつた場合) 第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。 (この法律の準用) 第14条 この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。</p>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また大阪府財務規則の規定を踏まえた委託契約事務及び補助交付金事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 保健医療企画課</p>	<p>支出負担行為は、年度内（3月31日まで）に行わなければならないが、「平成26年度大阪府視覚障がい者施術所整備運営資金融資に係る信用保証料負担に関する契約」に基づく負担金の交付について、支出負担行為が、経費支出伺書の起票日を平成27年3月31日に遡る形で起案、決裁されていた。</p> <p>また、契約書において「適法な請求があったときは、内容を審査の上、負担金の額を決定し、30日以内に交付するものとする」ことを定めながら、30日を超える日に交付していた。</p> <p>(1) 経費支出伺の起案日：平成27年5月22日 決裁日：平成27年5月22日</p> <p>(2) 遡りの起票日：平成27年3月31日 決裁日：平成27年3月31日</p> <p>(3) 支出額：311,850円</p> <p>(4) 請求日：平成27年3月31日</p> <p>(5) 支出命令起案日：平成27年5月22日 決裁日：平成27年5月22日</p> <p>(6) 交付日：平成27年5月25日</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【会計事務の手引き】 第4章 支出 第2節 支出負担行為 1 支出負担行為の意義 支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいいます。 支出負担行為は、歳入の調定に相当し、支出発生の経理上の時点を定めたものであって、支出命令行為とは別個の行為として法定されており、法令又は予算の定めるところにしたがって、これをしなければなりません。（地方自治法第232条の3、財務規則第39条）なお、支出負担行為は、年度内（3月31日まで）に行わなければならない。</p> <p>【平成26年度大阪府視覚障がい者施術所整備運営資金融資に信用保証料負担に関する契約書】 (交付) 第3条 甲は、乙から適法な請求があったときは、内容を審査の上、負担金の額を決定し、30日以内に乙に交付するものとする。</p>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また大阪府財務規則の規定を踏まえた補助金交付事務について周知徹底を図った。</p> <p>加えて、「会計事務の手引き」についても当該事務担当グループ内で周知した上で、年度をまたぐ可能性のある支出事務について、遅延の無いよう再確認を行った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課</p>	<p>障がい者自立相談支援センターにおいて、1週間当たりの勤務日数が1日である非常勤職員2名（雇用期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）のサービス管理について、年次休暇が1日であるところ誤って0日として処理していた。</p>	<p>大阪府非常勤職員就業等規則に則り、適正なサービス処理に努められたい。</p> <p>【大阪府非常勤職員就業等規則】 (年次休暇) 第15条 非常勤職員(交流員を除く。以下この条において同じ。)のうち、六月を超える期間の定めにより勤務するものの年次休暇は、定められた雇用期間につき別表第1に掲げる日数とする。</p> <p>別表第1（第15条関係） 一 1週間当たりの勤務日の日数が定められている者</p> <table border="1" data-bbox="1213 909 2113 1285"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が5日の者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が4日の者</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が3日の者</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が2日の者</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が1日の者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日数	1週間当たりの勤務日の日数が5日の者	10日	1週間当たりの勤務日の日数が4日の者	7日	1週間当たりの勤務日の日数が3日の者	5日	1週間当たりの勤務日の日数が2日の者	3日	1週間当たりの勤務日の日数が1日の者	1日	<p>大阪府非常勤職員就業規則にのっとり、適正なサービス処理に努める。</p> <p>障がい者自立相談支援センターにおける、平成27年度に雇用した非常勤職員に対する年次休暇の付与を確認したところ、適正であった。</p>
区分	日数														
1週間当たりの勤務日の日数が5日の者	10日														
1週間当たりの勤務日の日数が4日の者	7日														
1週間当たりの勤務日の日数が3日の者	5日														
1週間当たりの勤務日の日数が2日の者	3日														
1週間当たりの勤務日の日数が1日の者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月3日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
政策企画部 戦略事業室 事業推進課	<p>職員Aに対して平成26年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、年次休暇及び特別休暇に伴い、同年9月1日から同月30日まで通勤しなかったため、同年9月分の通勤手当の精算事務（戻入）が必要であったが、これを行わず、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 617 1567 785"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成26年4月から 同年9月まで</td> <td>112,870円</td> <td>101,910円</td> <td>10,960円</td> </tr> </tbody> </table>					職員	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	A	平成26年4月から 同年9月まで	112,870円	101,910円	10,960円	<p>速やかに過払いになっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、通勤手当の戻入処理のルールについて、理解を深め、通勤手当の認定等処理を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>過払いになっている通勤手当については、戻入措置を行い、平成27年7月22日に本人が返納したことを納付書により確認した。</p> <p>今後、通勤手当の認定に当たっては、通勤実態の確認を徹底し、関係規則等に照らし合わせ、適正な事務処理に努める。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額													
A	平成26年4月から 同年9月まで	112,870円	101,910円	10,960円													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月23日から同年7月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																						
健康医療部 環境衛生課	<p>通勤手当の認定にあたり、鉄道を利用する2区間のうち1区間について誤った額を入力したことにより認定額が実際の運賃よりも小さい額となっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="605 575 1578 789"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th colspan="2">運賃の額（6か月定期代）</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区間A</td> <td>60,700円</td> <td>60,700円</td> </tr> <tr> <td>区間B</td> <td>47,690円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108,390円</td> <td>60,700円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="596 842 1590 999"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>正規支給額</th> <th>既支給額</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月から 平成27年3月まで</td> <td>216,780円</td> <td>121,400円</td> <td>95,380円</td> </tr> </tbody> </table>	区間	運賃の額（6か月定期代）		正	誤	区間A	60,700円	60,700円	区間B	47,690円	0円	合計	108,390円	60,700円	支給対象期間	正規支給額	既支給額	不足額	平成26年4月から 平成27年3月まで	216,780円	121,400円	95,380円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>当該通勤手当については、認定修正を行い、平成27年7月分給与において、追給を行った。 今後、通勤手当の認定については、適正に行う。</p>
区間	運賃の額（6か月定期代）																								
	正	誤																							
区間A	60,700円	60,700円																							
区間B	47,690円	0円																							
合計	108,390円	60,700円																							
支給対象期間	正規支給額	既支給額	不足額																						
平成26年4月から 平成27年3月まで	216,780円	121,400円	95,380円																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
<p>政策企画部 戦略事業室 事業推進課</p>	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたものの、登録済みの誤った旅行命令の取消を忘れ、二重登録のまま承認されたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="537 695 1635 1136"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払い 旅費額</th> <th rowspan="2">支給誤り の原因</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>平成26年9月4日</td> <td>平成26年9月5日</td> <td>平成26年9月11日</td> <td>480円</td> <td>重複入力</td> </tr> <tr> <td>平成26年10月30日</td> <td>平成26年10月29日</td> <td>平成26年10月31日</td> <td>360円</td> <td>修正申請時の削除漏れによる重複</td> </tr> <tr> <td>平成27年3月11日</td> <td>平成27年3月11日</td> <td>平成27年3月20日</td> <td>650円</td> <td>重複入力</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払い 旅費額	支給誤り の原因	当初入力日	重複入力日	A	平成26年9月4日	平成26年9月5日	平成26年9月11日	480円	重複入力	平成26年10月30日	平成26年10月29日	平成26年10月31日	360円	修正申請時の削除漏れによる重複	平成27年3月11日	平成27年3月11日	平成27年3月20日	650円	重複入力	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、管内旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。 また、管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないかを確認するよう、全職員に注意喚起されたい。</p>	<p>重複入力となっている過払いの旅費については、戻入措置を行い、平成27年7月31日に本人が返納したことを納付書により確認した。 また、本件以外に過払いがないか再度確認を行った結果、本件以外はなかった。 今後、承認者は決裁時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、所属職員に対しても、旅費支給事務の適正処理についてメールで毎月周知し、入力時の確認など再度行うよう徹底した。</p>
職員	旅行日			旅行命令				過払い 旅費額	支給誤り の原因																		
		当初入力日	重複入力日																								
A	平成26年9月4日	平成26年9月5日	平成26年9月11日	480円	重複入力																						
	平成26年10月30日	平成26年10月29日	平成26年10月31日	360円	修正申請時の削除漏れによる重複																						
	平成27年3月11日	平成27年3月11日	平成27年3月20日	650円	重複入力																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月23日から同年7月9日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																
政策企画部 戦略事業室 事業推進課 空港・広域インフラ課 特区推進課	<p>管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが、12名19件あった。</p> <table border="1" data-bbox="617 583 1656 1780"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>内閣府</td><td>平成26年4月23日</td><td>29,240円</td><td>平成26年6月2日</td></tr> <tr><td>国会議員事務所、外</td><td>平成26年5月15日</td><td>29,970円</td><td>平成26年7月1日</td></tr> <tr><td>厚労省、外</td><td>平成26年5月22日</td><td>29,240円</td><td>平成26年7月4日</td></tr> <tr><td>内閣府</td><td>平成26年6月13日</td><td>29,240円</td><td>平成26年8月15日</td></tr> <tr><td>三重県津市</td><td>平成26年7月2日</td><td>6,240円</td><td>平成26年8月15日</td></tr> <tr><td>内閣府、外</td><td>平成26年7月9日</td><td>29,410円</td><td>平成26年8月15日</td></tr> <tr><td>神奈川県期成同盟会</td><td>平成26年7月30日</td><td>28,640円</td><td>平成26年10月8日</td></tr> <tr><td>内閣府</td><td>平成26年8月20日</td><td>29,640円</td><td>平成26年9月30日</td></tr> <tr><td>川崎医科大学</td><td>平成26年11月4日</td><td>12,960円</td><td>平成27年1月7日</td></tr> <tr><td>国交省、外</td><td>平成26年11月11日</td><td>30,950円</td><td>平成27年1月14日</td></tr> <tr><td>都市センターホテル、外</td><td>平成26年12月17日から同月18日</td><td>38,690円</td><td>平成27年2月3日</td></tr> <tr><td>都市センターホテル、外</td><td>平成26年12月17日から同月18日</td><td>29,680円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>内閣府、外</td><td>平成26年12月18日</td><td>27,220円</td><td>平成27年2月25日</td></tr> <tr><td>関西大学東京センター</td><td>平成27年1月10日</td><td>30,160円</td><td>平成27年2月27日</td></tr> <tr><td>国交省</td><td>平成27年1月15日</td><td>29,240円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>コメルツ銀行、外</td><td>平成27年1月22日</td><td>29,010円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>衆議院、外</td><td>平成27年2月6日</td><td>29,240円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>平成27年2月6日</td><td>29,800円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>平成27年2月12日から同月13日</td><td>29,950円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> </tbody> </table>	出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日	内閣府	平成26年4月23日	29,240円	平成26年6月2日	国会議員事務所、外	平成26年5月15日	29,970円	平成26年7月1日	厚労省、外	平成26年5月22日	29,240円	平成26年7月4日	内閣府	平成26年6月13日	29,240円	平成26年8月15日	三重県津市	平成26年7月2日	6,240円	平成26年8月15日	内閣府、外	平成26年7月9日	29,410円	平成26年8月15日	神奈川県期成同盟会	平成26年7月30日	28,640円	平成26年10月8日	内閣府	平成26年8月20日	29,640円	平成26年9月30日	川崎医科大学	平成26年11月4日	12,960円	平成27年1月7日	国交省、外	平成26年11月11日	30,950円	平成27年1月14日	都市センターホテル、外	平成26年12月17日から同月18日	38,690円	平成27年2月3日	都市センターホテル、外	平成26年12月17日から同月18日	29,680円	平成27年3月25日	内閣府、外	平成26年12月18日	27,220円	平成27年2月25日	関西大学東京センター	平成27年1月10日	30,160円	平成27年2月27日	国交省	平成27年1月15日	29,240円	平成27年3月25日	コメルツ銀行、外	平成27年1月22日	29,010円	平成27年3月25日	衆議院、外	平成27年2月6日	29,240円	平成27年3月25日	同上	平成27年2月6日	29,800円	平成27年3月25日	同上	平成27年2月12日から同月13日	29,950円	平成27年3月25日	<p>概算払を受けた旅費の精算手続について、大阪府財務規則の規定に従って行うよう、全職員に徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>監査結果の報告及び概算払を受けた旅費の精算手続に係る関係法令の遵守について、所属職員に対して、周知徹底を図った。 今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日																																																																																
内閣府	平成26年4月23日	29,240円	平成26年6月2日																																																																																
国会議員事務所、外	平成26年5月15日	29,970円	平成26年7月1日																																																																																
厚労省、外	平成26年5月22日	29,240円	平成26年7月4日																																																																																
内閣府	平成26年6月13日	29,240円	平成26年8月15日																																																																																
三重県津市	平成26年7月2日	6,240円	平成26年8月15日																																																																																
内閣府、外	平成26年7月9日	29,410円	平成26年8月15日																																																																																
神奈川県期成同盟会	平成26年7月30日	28,640円	平成26年10月8日																																																																																
内閣府	平成26年8月20日	29,640円	平成26年9月30日																																																																																
川崎医科大学	平成26年11月4日	12,960円	平成27年1月7日																																																																																
国交省、外	平成26年11月11日	30,950円	平成27年1月14日																																																																																
都市センターホテル、外	平成26年12月17日から同月18日	38,690円	平成27年2月3日																																																																																
都市センターホテル、外	平成26年12月17日から同月18日	29,680円	平成27年3月25日																																																																																
内閣府、外	平成26年12月18日	27,220円	平成27年2月25日																																																																																
関西大学東京センター	平成27年1月10日	30,160円	平成27年2月27日																																																																																
国交省	平成27年1月15日	29,240円	平成27年3月25日																																																																																
コメルツ銀行、外	平成27年1月22日	29,010円	平成27年3月25日																																																																																
衆議院、外	平成27年2月6日	29,240円	平成27年3月25日																																																																																
同上	平成27年2月6日	29,800円	平成27年3月25日																																																																																
同上	平成27年2月12日から同月13日	29,950円	平成27年3月25日																																																																																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月23日から同年7月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課	<p>管外出張旅費の算定において、J R特急料金の区分を、通常期にもかかわらず繁忙期の額で算定したために、過払いとなっているものがあつた。 また、当該管外出張では、精算手続が遅延していた。</p> <table border="1" data-bbox="543 575 1703 688"> <thead> <tr> <th>旅行日</th> <th>正規支給額</th> <th>既支給額</th> <th>過払額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年10月31日</td> <td>29,420円</td> <td>29,820円</td> <td>400円</td> <td>平成26年12月9日</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	正規支給額	既支給額	過払額	精算日	平成26年10月31日	29,420円	29,820円	400円	平成26年12月9日	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>過払いとなった旅費については、平成27年6月12日付けで戻入手続を行い、平成27年6月15日付けで納付を確認した。 平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行い、管外旅行については出張終了後、速やかに旅行の実態に合った内容で精算手続を行うよう周知徹底した。</p>
旅行日	正規支給額	既支給額	過払額	精算日									
平成26年10月31日	29,420円	29,820円	400円	平成26年12月9日									

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

非常勤職員の報酬等の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
健康医療部 薬務課	<p>日額により報酬を定められている非常勤職員の報酬の支給事務において、報酬の減額の対象となる時間数の算定を誤って計算していたものがあった。(6時間勤務日の欠勤実績を2時間、5時間勤務日の欠勤実績を1日それぞれ少なく計算していた。)</p> <p>また、欠勤実績を1日少なく計算していたことに伴い交通費相当額の減額も誤っていた。</p> <table border="1" data-bbox="457 659 1590 900"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>区分</th> <th>正規支給額</th> <th>既支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常勤職員A 平成27年3月分</td> <td>報酬</td> <td>96,790円</td> <td>104,454円</td> <td>7,664円</td> </tr> <tr> <td>交通費相当額</td> <td>6,480円</td> <td>6,840円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>103,270円</td> <td>111,294円</td> <td>8,024円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	区分	正規支給額	既支給額	過払額	非常勤職員A 平成27年3月分	報酬	96,790円	104,454円	7,664円	交通費相当額	6,480円	6,840円	360円	合計	103,270円	111,294円	8,024円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、非常勤職員の報酬等の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【非常勤職員就業等規則】 (報酬の減額) 第23条 (略)</p> <p>2 日額により報酬を定められている非常勤職員が欠勤したときは、その勤務しない1時間につき、次条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。</p> <p>3 報酬の減額の対象となる時間数は、その月の勤務しなかった時間数の合計とし、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4 第3項の規定により減額すべき報酬の額は、その月の翌月に支給する報酬から差し引くものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの報酬の額) 第24条 (略)</p> <p>2 日額による報酬 報酬の日額を当該非常勤職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入した額)</p> <p>(通勤に係る費用弁償の減額) 第26条 前条第2項第1号から第3号までに掲げる額を基礎として通勤に係る費用弁償を支給した非常勤職員が欠勤、休暇(第15条に規定する年次休暇及び第16条に規定する特別休暇に限る。)又は出張により通勤しない日があった場合において、1日の普通乗車券による運賃の額に当該非常勤職員が定期券期間内の期間中に通勤した日数を乗じて得た額が前条第4項に定める額に満たないときは、その差額を減額する。ただし、当該非常勤職員が定期券期間内の期間に係る通勤定期券を購入した場合は、この限りでない。</p>	<p>平成27年10月に、所属職員に対し、監査結果の情報共有を行った。</p> <p>他の非常勤職員にも誤りがないかを確認し、過払いのあった職員については是正措置を行うとともに、非常勤職員の報酬等支給事務について今後適正に支給するよう周知徹底を図った。</p>
対象	区分	正規支給額	既支給額	過払額																	
非常勤職員A 平成27年3月分	報酬	96,790円	104,454円	7,664円																	
	交通費相当額	6,480円	6,840円	360円																	
	合計	103,270円	111,294円	8,024円																	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年6月8日から同月17日まで)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
福祉部 子ども室 子育て支援課	<p>平成26年度末の公有財産の使用許可又は貸付けについて、公有財産台帳に登録されていないもの、使用許可が終了したにもかかわらず、登録が削除されていないもの及び登録内容が誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="549 730 1133 1031"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「種別」の登録誤り</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「終了年月日」の登録誤り</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「年間使用料」の登録誤り</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	件数	行政財産使用許可	「種別」の登録誤り	4件	行政財産使用許可	「終了年月日」の登録誤り	3件	行政財産使用許可	「年間使用料」の登録誤り	1件	<p>公有財産台帳における使用許可又は貸付情報が正確なものとなるよう、必要に応じて公有財産台帳システムの登録、又は登録内容を修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>公有財産台帳において誤りのあった項目については、使用許可書等に基づき公有財産台帳を修正した。 今後は登録時の確認を徹底し適正な台帳管理に努める。</p>
項目	内容	件数													
行政財産使用許可	「種別」の登録誤り	4件													
行政財産使用許可	「終了年月日」の登録誤り	3件													
行政財産使用許可	「年間使用料」の登録誤り	1件													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月3日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
福祉部 障がい福祉室 自立支援課	<p>平成26年度末の公有財産の使用許可又は貸付けについて、公有財産台帳に登録されていないもの、使用許可が終了したにもかかわらず、登録が削除されていないもの及び登録内容が誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="560 613 1389 1268"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「年間使用料」の登録誤り</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「面積/数量」の登録誤り</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>削除漏れ</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>登録漏れ</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>「相手方氏名」の登録誤り</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>「年間使用料」の登録誤り</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	件数	行政財産使用許可	「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り	10件	行政財産使用許可	「年間使用料」の登録誤り	6件	行政財産使用許可	「面積/数量」の登録誤り	4件	行政財産使用許可	削除漏れ	1件	普通財産貸付	登録漏れ	1件	普通財産貸付	「相手方氏名」の登録誤り	1件	普通財産貸付	「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り	15件	普通財産貸付	「年間使用料」の登録誤り	4件	<p>公有財産台帳における使用許可又は貸付情報が正確なものとなるよう、必要に応じて公有財産台帳システムの登録、又は登録内容を修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>公有財産台帳において誤りのあった項目については、使用許可書等に基づき公有財産台帳を修正した。 今後は登録時の確認を徹底し適正な台帳管理に努める。</p>
項目	内容	件数																												
行政財産使用許可	「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り	10件																												
行政財産使用許可	「年間使用料」の登録誤り	6件																												
行政財産使用許可	「面積/数量」の登録誤り	4件																												
行政財産使用許可	削除漏れ	1件																												
普通財産貸付	登録漏れ	1件																												
普通財産貸付	「相手方氏名」の登録誤り	1件																												
普通財産貸付	「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り	15件																												
普通財産貸付	「年間使用料」の登録誤り	4件																												

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月30日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
都市整備部 交通道路室	<p>「主要地方道大阪中央環状線外道路情報提供装置更新工事」（契約金額：312,477,480円、契約期間：平成26年1月30日から平成27年2月27日まで）は、複数箇所の道路情報提供装置等の撤去、更新及び新設を一括して発注するものであるが、撤去工事により、旧資産が撤去されているにもかかわらず、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="543 695 1377 827"> <thead> <tr> <th>撤去引渡日</th> <th>除却資産の取得価額</th> <th>除却資産の簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年3月4日</td> <td>43,285,308円</td> <td>2円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※道路情報提供装置2基の除却に関するもの</p> <p>また、新設工事に関する支出については、資産として登録しているが、当該一括工事の積算書から個々の資産の取得価額を算出し、資産計上すべきであるところ、全体の工事費を更新及び新設となる設備数で除した金額を、1つ当たりの設備の取得価額として資産計上していた。</p> <table border="1" data-bbox="531 1157 1377 1327"> <thead> <tr> <th>現状の資産計上額</th> <th>本来あるべき資産計上額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18,381,799円</td> <td>12,494,520円</td> <td>5,887,279円 (過大)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波情報板1基の新設に関するもの。上記の本来あるべき資産計上額は、当該津波情報板1基の整備のために直接的に発生した工事費用と、工事全体に共通的に発生する費用を按分して当該資産に配分した金額を合計した金額である。</p>	撤去引渡日	除却資産の取得価額	除却資産の簿価	平成27年3月4日	43,285,308円	2円	現状の資産計上額	本来あるべき資産計上額	差額	18,381,799円	12,494,520円	5,887,279円 (過大)	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。</p> <p>また、新たに公有財産台帳管理システムに登載された資産については、適切な取得価額に修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> <p>(台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p>	<p>公有財産台帳からの除却処理が漏れていた道路情報提供装置（撤去済2基）について、公有財産台帳からの除却処理を実施した。</p> <p>また、資産額（取得価格）を過大計上していた津波情報版（1基）について、公有財産台帳の取得価格を修正した。</p> <p>今後は、経費支出に係る手続を実施する際は、固定資産計上基準の確認や資産計上額の精査等を実施し、適正な資産管理に努めるよう、改めて周知徹底を図った。</p>
撤去引渡日	除却資産の取得価額	除却資産の簿価													
平成27年3月4日	43,285,308円	2円													
現状の資産計上額	本来あるべき資産計上額	差額													
18,381,799円	12,494,520円	5,887,279円 (過大)													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月2日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																								
都市整備部 港湾局	<p>平成26年度に撤去した財産について、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="480 541 1546 1283"> <thead> <tr> <th>施設名称等</th> <th>除却資産</th> <th>撤去日</th> <th>除去資産の取得価額(円)</th> <th>除去資産の簿価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深日港深日地区</td> <td>照明灯</td> <td>平成27年3月9日</td> <td>5,821,958</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>岬町海岸長松地区</td> <td>突堤</td> <td>平成26年8月13日</td> <td>5,400,438</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>堺市海岸出島石津地区 防潮堤</td> <td>防潮堤ブロック</td> <td>平成27年3月23日</td> <td>5,254,750</td> <td>1,401,267</td> </tr> <tr> <td>堺泉北港泉北6区 泉大津大橋</td> <td>橋梁舗装</td> <td>平成27年3月27日</td> <td>8,110,682</td> <td>1,276,682</td> </tr> <tr> <td>堺泉北港泉北7区 汐見第6号岸壁</td> <td>岸壁電気防食</td> <td>平成27年3月18日</td> <td>71,490,421</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>泉南市海岸樽井地区 防潮堤</td> <td>道路舗装</td> <td>平成26年11月10日</td> <td>6,640,205</td> <td>1,770,722</td> </tr> <tr> <td>阪南港阪南3区 臨港道路</td> <td>道路舗装</td> <td>平成26年11月10日</td> <td>11,178,059</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称等	除却資産	撤去日	除去資産の取得価額(円)	除去資産の簿価(円)	深日港深日地区	照明灯	平成27年3月9日	5,821,958	1	岬町海岸長松地区	突堤	平成26年8月13日	5,400,438	1	堺市海岸出島石津地区 防潮堤	防潮堤ブロック	平成27年3月23日	5,254,750	1,401,267	堺泉北港泉北6区 泉大津大橋	橋梁舗装	平成27年3月27日	8,110,682	1,276,682	堺泉北港泉北7区 汐見第6号岸壁	岸壁電気防食	平成27年3月18日	71,490,421	1	泉南市海岸樽井地区 防潮堤	道路舗装	平成26年11月10日	6,640,205	1,770,722	阪南港阪南3区 臨港道路	道路舗装	平成26年11月10日	11,178,059	1	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、公有財産台帳からの除却処理をするとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録)</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (台帳価格)</p> <p>第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産管理台帳システムにおいて、除却処理を行った。</p> <p>また、公有財産台帳の登載誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう港湾局内で周知徹底を行った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
施設名称等	除却資産	撤去日	除去資産の取得価額(円)	除去資産の簿価(円)																																							
深日港深日地区	照明灯	平成27年3月9日	5,821,958	1																																							
岬町海岸長松地区	突堤	平成26年8月13日	5,400,438	1																																							
堺市海岸出島石津地区 防潮堤	防潮堤ブロック	平成27年3月23日	5,254,750	1,401,267																																							
堺泉北港泉北6区 泉大津大橋	橋梁舗装	平成27年3月27日	8,110,682	1,276,682																																							
堺泉北港泉北7区 汐見第6号岸壁	岸壁電気防食	平成27年3月18日	71,490,421	1																																							
泉南市海岸樽井地区 防潮堤	道路舗装	平成26年11月10日	6,640,205	1,770,722																																							
阪南港阪南3区 臨港道路	道路舗装	平成26年11月10日	11,178,059	1																																							

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年7月6日から同月8日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
都市整備部 港湾局	<p>平成25年度以降の資産の使用許可又は貸付に関する情報について、公有財産台帳に登録されていないものがあった。</p> <p>登録漏れ件数</p> <table border="1" data-bbox="477 575 1528 726"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主たる資産内容</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>土地及び栈橋等</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>土地</td> <td>94件</td> <td>99件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主たる資産内容	平成25年度	平成26年度	行政財産使用許可	土地及び栈橋等	10件	10件	普通財産貸付	土地	94件	99件	<p>公有財産台帳における使用許可又は貸付情報が正確なものとなるよう、必要に応じて公有財産台帳システムに登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況)</p> <p>第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳管理システムに登録を行った。</p> <p>また、資産の使用許可又は貸付に関する情報について、公有財産台帳管理システムに登録を行う旨、港湾局内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
項目	主たる資産内容	平成25年度	平成26年度												
行政財産使用許可	土地及び栈橋等	10件	10件												
普通財産貸付	土地	94件	99件												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年7月6日から同月8日まで）

債権管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
<p>福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課</p>	<p>1 大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金制度は、平成10年度で終了し、現在は債権管理を行っているが、平成27年3月末現在の収入未済額は14,310,000円（17名）である。そのうち、3名について、借用書（契約書）の所在が不明の債権があった（1,080,000円）。</p> <p>2 所管課において個人別に残高を管理している債権管理簿の残高と、公表財務諸表及び財務関係参考資料の残高とで、約3百万円の差異が発生している。</p> <p>【残高の内訳】</p> <table border="1" data-bbox="546 890 1495 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>債務者数</th> <th>残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債権管理簿</td> <td>17名</td> <td>14,310,000円</td> </tr> <tr> <td>公表財務諸表及び財務関係参考資料</td> <td>17名</td> <td>17,461,615円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金制度】 将来、知事が管轄する肢体不自由児施設等（以下、「施設等」という）において、理学療法士若しくは作業療法士として勤務しようとする者に対し、養成所での修学資金を無利息で貸与する制度。修学期間（通常3年）にわたり毎月貸付し（30,000円／月額）、養成所卒業後、施設等で一定期間勤務する等の要件を満たせば返還債務は免除される。 平成10年度で制度終了（最終貸付は平成12年度まで）。</p>		債務者数	残高	債権管理簿	17名	14,310,000円	公表財務諸表及び財務関係参考資料	17名	17,461,615円	<p>1 修学資金の貸付金残高（債権管理簿の残高）について、回収可能な債権は回収を進め、回収の見込みが立たない債権については不納欠損等の手続を早急に進められたい。また、借用書（契約書）等の重要書類は適切に管理されたい。</p> <p>2 債権管理簿と公表財務諸表等の債権残高の差異が発生したことについて、原因分析を行い、今後の処理方針・再発防止策を取りまとめるとともに、必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （システムによる情報管理） 第8条 財務諸表の作成は、財務会計システムに記録された取引を集計して行うものとする。 2 公有財産、重要物品、その他の資産に関する情報を管理するシステムの所管の長は、減価償却費など資産に関する取引の正確な情報を、財務会計システムに記録しなければならない。 3 会計管理者は、前項の情報について、金額の誤りのその他財務諸表の正確性を確保できない事項が判明した場合は、前項に規定するシステムの所管の長に対し、その原因の究明及び是正を求めなければならない。</p>	<p>1 債権回収の対象となっている17名の所在調査を行った結果、全員の所在が判明したので、平成27年2月から現況調査を行った。現時点で全員から回答が得られ、3名に全額免除決定、1名に一部免除決定、5名は消滅時効の援用をしたため不納欠損処理、3名は消滅時効の期間が到来しているが、貸付額の全部又は一部を任意で返還中、残り5名は鋭意交渉中である。 この結果、平成27年12月28日現在、債務者数5名、債務金額2,790,000円となっている。 現存の借用書（契約書）については、鍵付きのロッカーに保管し、適切かつ厳重に管理を行っている。 今後も適正な、債権の回収・整理に努める。</p> <p>2 公表財務諸表及び財務関係参考資料の残高を更新する際、前回の残高から今回異動のあった金額を差し引くことで残高を更新しているが、その際に債権管理簿の残高との照合をしていなかったことが原因と考えられる。 債権管理の対象となっている17名に現況調査を行った結果、債権管理簿の残高（14,310,000円）が正しいことが判明したので、平成28年4月に報告する債権現在高通</p>
	債務者数	残高										
債権管理簿	17名	14,310,000円										
公表財務諸表及び財務関係参考資料	17名	17,461,615円										

			<p>知書において是正する。</p> <p>また、異動のあったときだけでなく公表財務諸表及び財務関係参考資料の残高と債権管理簿の残高照合を今後も定期的に複数人で行っていく。</p>
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月30日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
健康医療部 保健医療室 地域保健課	<p>大阪府こころの健康総合センター統合窓口設置工事に係る工事費についての全額（1,836,000円）が費用計上されていたが、内容を精査したところ、工事費の一部については本来資産計上すべきものであった。</p> <p>その結果、平成26年度の財務諸表において資産が過小に、費用が過大に計上されていた。</p> <table border="1" data-bbox="528 722 1617 940"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>資産名</th> <th>計上金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調設備工事</td> <td>建物付属設備（冷暖房設備）</td> <td>419,040円</td> </tr> <tr> <td>地下1階改修工事</td> <td>建物付属設備（可動間仕切り）</td> <td>657,936円</td> </tr> <tr> <td>1階出入口改修工事</td> <td>建物付属設備（可動間仕切り）</td> <td>506,736円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,583,712円</td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	資産名	計上金額	空調設備工事	建物付属設備（冷暖房設備）	419,040円	地下1階改修工事	建物付属設備（可動間仕切り）	657,936円	1階出入口改修工事	建物付属設備（可動間仕切り）	506,736円	合計		1,583,712円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針） 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。</p> </div>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>また、平成27年10月15日に、公有財産台帳等管理システムに当該資産の資産計上を行った。</p> <p>今後は、公有財産台帳等処理要領の規定（固定資産計上の基本方針）に基づき、適正な事務処理を徹底する。</p>
工事内容	資産名	計上金額																
空調設備工事	建物付属設備（冷暖房設備）	419,040円																
地下1階改修工事	建物付属設備（可動間仕切り）	657,936円																
1階出入口改修工事	建物付属設備（可動間仕切り）	506,736円																
合計		1,583,712円																

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
都市整備部 港湾局	<p>工作物の新設及び重要な機能を有する部分の更新に関する支出については、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、財務諸表上の費用が過大に、公有財産台帳上及び財務諸表上の固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="457 625 1466 846"> <thead> <tr> <th>工事契約名称</th> <th>契約期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡輪・箱作海岸箱作地区フェンス設置工事</td> <td>平成26年6月18日から 同年7月31日まで</td> <td>1,782,000円</td> </tr> <tr> <td>阪南港外 港湾施設補修等工事 ※</td> <td>平成26年8月1日から 平成27年1月30日まで</td> <td>4,012,875円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※灯浮標の更新工事である。</p>	工事契約名称	契約期間	金額	淡輪・箱作海岸箱作地区フェンス設置工事	平成26年6月18日から 同年7月31日まで	1,782,000円	阪南港外 港湾施設補修等工事 ※	平成26年8月1日から 平成27年1月30日まで	4,012,875円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当該支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。 (注：システム＝公有財産台帳管理システム)</p> <p>別表1. 公有財産種別種目整理表 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1578 842 2264 1083"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種目名称</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>困障</td> <td>さく、へい、生垣等</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>浮標</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。</p> </div>	種別	種目名称	摘要	工作物	困障	さく、へい、生垣等	動産	浮標	—	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳管理システムへの資産計上を行った。</p> <p>また、資産と費用の区分誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう港湾局内で周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
工事契約名称	契約期間	金額																			
淡輪・箱作海岸箱作地区フェンス設置工事	平成26年6月18日から 同年7月31日まで	1,782,000円																			
阪南港外 港湾施設補修等工事 ※	平成26年8月1日から 平成27年1月30日まで	4,012,875円																			
種別	種目名称	摘要																			
工作物	困障	さく、へい、生垣等																			
動産	浮標	—																			

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>健康医療部 環境衛生課</p>	<p>公有財産台帳等処理要領における固定資産計上の基本方針では、日常の維持管理、き損した財産の原状回復及び機器更新等（同程度の資産）に要した支出については資産計上しないこととされている。</p> <p>建設仮勘定に計上している金額については、複式情報訂正を行って費用に変更して精算処理すべきところ、当該処理が漏れた結果、平成26年度の財務諸表において、資産が過大に、費用が過小に計上されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 890 1151 1094"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立砂川厚生福祉センター外19件点検調査業務の支出（大阪府立公衆衛生研究所分）</td> <td>246,360円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	支出額	大阪府立砂川厚生福祉センター外19件点検調査業務の支出（大阪府立公衆衛生研究所分）	246,360円	<p>当該建設仮勘定の金額について、精算等の処理を速やかに実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 3. 日常の維持管理、き損した財産の原状回復及び機器更新等（同程度の資産）に要した支出については資産計上しない。</p> </div>	<p>平成27年12月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、新公会計制度での計上方法について周知を図るとともに、今後の事務を適正に行うように指導した。</p> <p>また、会計局に財務会計システムの修正登録を依頼し、平成28年2月に修正登録を完了した。</p> <p>今後は、公有財産台帳等処理要領の規定（固定資産計上の基本方針）に基づき、適正な事務処理を徹底する。</p>
契約件名	支出額						
大阪府立砂川厚生福祉センター外19件点検調査業務の支出（大阪府立公衆衛生研究所分）	246,360円						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>健康医療部 薬務課</p>	<p>公有財産台帳等処理要領では、隣接地との境界確定測量に要した支出については資産計上しないこととされている。</p> <p>建設仮勘定に計上している金額については、複式情報訂正を行って費用に変更して精算処理すべきところ、当該処理が漏れた結果、平成26年度の財務諸表において、資産が過大に、費用が過小に計上されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 793 1148 955"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府赤十字血液センター北大阪事業所用地測量委託の支出</td> <td>2,128,680円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	支出額	大阪府赤十字血液センター北大阪事業所用地測量委託の支出	2,128,680円	<p>当該建設仮勘定の金額について、精算等の処理を速やかに実施されたい。また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【2】取得後 土地</p> <table border="1" data-bbox="1210 766 2131 1102"> <tbody> <tr> <td>測量費（土地の価値を高める工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・造成・整地・地盤改良など土地の価値を高める工事に係る測量費は、資産として計上 ・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。 </td> </tr> <tr> <td>測量費（上記以外）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界確定測量。 ・設計に要する測量など。 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	測量費（土地の価値を高める工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）	<ul style="list-style-type: none"> ・造成・整地・地盤改良など土地の価値を高める工事に係る測量費は、資産として計上 ・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。 	測量費（上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界確定測量。 ・設計に要する測量など。 	<p>平成27年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、新公会計制度での計上方法について周知を図るとともに、今後の事務を適正に行うように指導した。</p> <p>また、会計局に財務会計システムの修正登録を依頼し、平成28年2月に修正登録を完了した。</p> <p>今後は、公有財産台帳等処理要領の規定（固定資産計上の基本方針）に基づき、適正な事務処理を徹底する。</p>
契約件名	支出額										
大阪府赤十字血液センター北大阪事業所用地測量委託の支出	2,128,680円										
測量費（土地の価値を高める工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量）	<ul style="list-style-type: none"> ・造成・整地・地盤改良など土地の価値を高める工事に係る測量費は、資産として計上 ・追加の測量は資産として計上する。 ・修正の測量は除く。 										
測量費（上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界確定測量。 ・設計に要する測量など。 										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

指導・監査に係る事務処理手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>福祉部 地域福祉推進室 指導監査課</p>	<p>大阪府は、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険医療機関等に対する指導・監査並びに柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱に係る協定に基づく柔道整復師に対する指導・監査を、近畿厚生局と共同で実施している。</p> <p>これらの指導・監査の実施にあたり、近畿厚生局からの実施通知（事務連絡文書）の收受処理は行われているが、指導・監査を府として実施することについて、行政文書の起案・決裁が行われていない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【保険医療機関等に対する指導・監査】 「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号厚生省保健局長通知）（「指導大綱」及び「監査要綱」）において、指導及び監査は、地方厚生局（近畿厚生局）及び都道府県（大阪府）が共同で行うと規定されている。また、実施日時や場所の決定、及び当該保険医療機関への通知並びに行政上の措置は、近畿厚生局長が行うと規定されている。</p> <p>【柔道整復師に対する指導・監査】 「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について」（平成11年10月20日老初第683号・保発第145号）において、指導及び監査は地方厚生局（近畿厚生局）及び都道府県（大阪府）が共同で行うと規定されているとともに、実施日時や場所の決定及び当該柔道整復師への通知、並びに行政上の措置（受領委任の取扱中止）は、近畿厚生局長及び大阪府知事が行うと規定されている。なお、行政上の措置については、大阪府としての行政文書による起案・決裁が行われている。</p> </div>	<p>近畿厚生局との共同実施であっても、大阪府が権限を行使するに当たっては、当然に、大阪府としての意思決定（文書による起案・決裁）が必要であり、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>平成27年12月1日より、近畿厚生局から指導・監査の共同実施通知を收受した際に、大阪府としての意思決定を行政文書管理システムにより起案及び決裁を行い、担当者を派遣することとし、適正な事務執行に努めた。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月17日から同年7月3日まで）